

令和8年4月22日

令和8年

第6回野洲市教育委員会定例会議案書

野洲市教育委員会

付議事項

- 議案第 20 号 専決処分につき承認を求めることについて
(野洲市立学校医等の解嘱について)
- 議案第 21 号 専決処分につき承認を求めることについて
(野洲市立学校医等の委嘱について)
- 議案第 22 号 専決処分につき承認を求めることについて
(野洲市いじめ対策連絡協議会委員の委嘱について)
- 議案第 23 号 専決処分につき承認を求めることについて
(野洲市いじめ問題専門委員会委員の委嘱について)
- 議案第 24 号 専決処分につき承認を求めることについて
(野洲市社会教育委員の解嘱について)
- 議案第 25 号 専決処分につき承認を求めることについて
(野洲市社会教育委員の委嘱について)
- 議案第 26 号 専決処分につき承認を求めることについて
(野洲市学校運営協議会委員の委嘱について)
- 議案第 27 号 専決処分につき承認を求めることについて
(野洲市学校給食負担金徴収規則等の一部を改正する規則について)
- 議案第 28 号 野洲市図書館協議会委員の解嘱について
- 議案第 29 号 野洲市図書館協議会委員の委嘱について
- 議案第 30 号 野洲市指定文化財の指定解除について

議案第20号

専決処分につき承認を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和8年 4月22日

野洲市教育委員会

教育長 北脇 泰久

野洲市立学校医等の解嘱について、教育委員会を招集する時間的余裕がなかったため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第25条第1項及び野洲市教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成16年教育委員会規則第7号）第4条第1項の規定に基づき、令和8年3月31日、次のように処分したから、同条第2項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

専 決 処 分 書

野洲市立学校医等の解嘱について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和 31 年法律第 162 号)第 25 条第 1 項及び野洲市教育委員会教育長に対する事務委任規則(平成 16 年教育委員会規則第 7 号)第 4 条第 1 項の規定に基づき、野洲市立学校医等の解嘱について、別紙のとおり専決処分する。

令和 8 年 3 月 3 1 日

野洲市教育委員会
教育長 北脇 泰久

令和8年度 野洲市学校医・学校歯科医・学校薬剤師一覧表

任期については辞退されるまで

園名		氏名	任期	備考
中主小学校	校医	田中 久貴	平成30年4月1日～	
		南 喜幸	平成 5年4月1日～	
	耳鼻科校医	岡本 康太郎	令和 2年4月1日～	
	歯科医	諸頭 秀俊	令和7年4月1日～	
橋本 健		平成14年4月1日～		
薬剤師	安藤 千夏子	平成30年4月1日～	令和8年3月31日解嘱	
篠原小学校	校医	野村 哲	令和元年4月1日～	
	耳鼻科校医	中西 豊	令和12年4月1日～	
	歯科医	岡本 武司	平成23年4月1日～	
	薬剤師	黒宮 大輔	令和7年4月1日～	
祇王小学校	校医	杉山 健二	平成20年4月1日～	
		澤田 正史	平成18年4月1日～	
	耳鼻科校医	中西 豊	平成12年4月1日～	
	歯科医	一井 彰人	昭和59年4月1日～	
上原 正典		令和4年4月1日～		
薬剤師	森 篤子	平成22年4月1日～		
三上小学校	校医	本田 亘	平成28年4月1日～	
	耳鼻科校医	中西 豊	平成12年4月1日～	
	歯科医	小林 加枝	令和4年4月1日～	
		宇田 正人	平成 8年4月1日～	
薬剤師	黒宮 大輔	令和6年5月1日～		
野洲小学校	校医	岡田 勝治	令和8年4月1日～	
		堀出 直樹	平成18年4月1日～	
		澤田 正史	平成23年4月1日～	
	耳鼻科校医	中西 豊	平成12年4月1日～	
	歯科医	喜多 誠一	平成16年4月1日～	
		上田 周	平成19年4月1日～	
薬剤師	松永 章宏	令和4年4月1日～		
北野小学校	校医	都築 智子	令和 4年4月1日～	
		岡田 勝治	令和6年4月1日～	
		木田 直也	令和6年4月1日～	
	耳鼻科校医	岡本 康太郎	令和 2年4月1日～	
	歯科医	古屋 洋二郎	平成24年4月1日～	
		金田 成煥	平成28年4月1日～	
薬剤師	大林 竜士	令和8年4月1日～		
中主中学校	校医	田中 久貴	令和元年10月1日～	
		吉川 明	平成28年4月1日～	
	耳鼻科校医	岡本 康太郎	令和 2年4月1日～	
	歯科医	諸頭 智彦	平成14年4月1日～	
		上原 正典	令和元年4月1日～	
薬剤師	森 篤子	令和4年4月1日～		
野洲中学校	校医	山地 尚	平成10年6月1日～	
		本田 亘	平成29年4月1日～	
	耳鼻科校医	中西 豊	平成12年4月1日～	
	歯科医	坂本 耕造	令和4年4月1日～	
		橋本 昌治	平成 6年4月1日～	
薬剤師	鈴木 恵	平成28年4月1日～		
野洲北中学校	校医	白井 博志	令和8年4月1日～	
		甲原 一郎	平成23年4月1日～	
	耳鼻科校医	岡本 康太郎	令和 2年4月1日～	
	歯科医	宇田 正人	平成30年4月1日～	
		金田 成煥	平成24年4月1日～	
薬剤師	口井 創太	令和元年8月1日～		

議案第 21 号

専決処分につき承認を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和 8 年 4 月 22 日

野洲市教育委員会

教育長 北脇 泰久

野洲市立学校医等の委嘱について、教育委員会を招集する時間的余裕がなかったため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 25 条第 1 項及び野洲市教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成 16 年教育委員会規則第 7 号）第 4 条第 1 項の規定に基づき、令和 8 年 4 月 1 日、次のように処分したから、同条第 2 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

専 決 処 分 書

野洲市立学校医等の委嘱について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和 31 年法律第 162 号)第 25 条第 1 項及び野洲市教育委員会教育長に対する事務委任規則(平成 16 年教育委員会規則第 7 号)第 4 条第 1 項の規定に基づき、野洲市立学校医等の委嘱について、別紙のとおり専決処分する。

令和 8 年 4 月 1 日

野洲市教育委員会
教育長 北脇 泰久

令和8年度 野洲市学校医・学校歯科医・学校薬剤師一覧表

任期については辞退されるまで

園名		氏名	任期	備考
中主小学校	校医	田中 久貴	平成30年4月1日～	
		南 喜幸	平成 5年4月1日～	
	耳鼻科校医	岡本 康太郎	令和 2年4月1日～	
	歯科医	諸頭 秀俊	令和7年4月1日～	
		橋本 健	平成14年4月1日～	
薬剤師			後任について推薦依頼中	
篠原小学校	校医	野村 哲	令和元年4月1日～	
	耳鼻科校医	中西 豊	令和12年4月1日～	
	歯科医	岡本 武司	平成23年4月1日～	
	薬剤師	黒宮 大輔	令和7年4月1日～	
祇王小学校	校医	杉山 健二	平成20年4月1日～	
		澤田 正史	平成18年4月1日～	
	耳鼻科校医	中西 豊	平成12年4月1日～	
	歯科医	一井 彰人	昭和59年4月1日～	
		上原 正典	令和4年4月1日～	
薬剤師	森 篤子	平成22年4月1日～		
三上小学校	校医	本田 亘	平成28年4月1日～	
	耳鼻科校医	中西 豊	平成12年4月1日～	
	歯科医	小林 加枝	令和4年4月1日～	
		宇田 正人	平成 8年4月1日～	
薬剤師	黒宮 大輔	令和6年5月1日～		
野洲小学校	校医	岡田 勝治	令和8年4月1日～	令和8年4月1日委嘱
		堀出 直樹	平成18年4月1日～	
		澤田 正史	平成23年4月1日～	
	耳鼻科校医	中西 豊	平成12年4月1日～	
	歯科医	喜多 誠一	平成16年4月1日～	
		上田 周	平成19年4月1日～	
薬剤師	松永 章宏	令和4年4月1日～		
北野小学校	校医	都築 智子	令和 4年4月1日～	
		岡田 勝治	令和6年4月1日～	
		木田 直也	令和6年4月1日～	
	耳鼻科校医	岡本 康太郎	令和 2年4月1日～	
	歯科医	古屋 洋二郎	平成24年4月1日～	
		金田 成煥	平成28年4月1日～	
薬剤師	大林 竜士	令和8年4月1日～		
中主中学校	校医	田中 久貴	令和元年10月1日～	
		吉川 明	平成28年4月1日～	
	耳鼻科校医	岡本 康太郎	令和 2年4月1日～	
	歯科医	諸頭 智彦	平成14年4月1日～	
		上原 正典	令和元年4月1日～	
薬剤師	森 篤子	令和4年4月1日～		
野洲中学校	校医	山地 尚	平成10年6月1日～	
		本田 亘	平成29年4月1日～	
	耳鼻科校医	中西 豊	平成12年4月1日～	
	歯科医	坂本 耕造	令和4年4月1日～	
		橋本 昌治	平成 6年4月1日～	
薬剤師	鈴木 恵	平成28年4月1日～		
野洲北中学校	校医	白井 博志	令和8年4月1日～	
		甲原 一郎	平成23年4月1日～	
	耳鼻科校医	岡本 康太郎	令和 2年4月1日～	
	歯科医	宇田 正人	平成30年4月1日～	
		金田 成煥	平成24年4月1日～	
薬剤師	口井 創太	令和元年8月1日～		

議案第 2 2 号

専決処分につき承認を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和 8 年 4 月 2 2 日

野洲市教育委員会

教育長 北脇 泰久

野洲市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱について、教育委員会を招集する時間的余裕がなかったため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和 31 年法律第 162 号)第 25 条第 1 項及び野洲市教育委員会教育長に対する事務委任規則(平成 16 年教育委員会規則第 7 号)第 4 条第 1 項の規定に基づき、令和 8 年 4 月 1 日、次のように処分したから、同条第 2 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

専 決 処 分 書

野洲市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和 31 年法律第 162 号)第 25 条第 1 項及び野洲市教育委員会教育長に対する事務委任規則(平成 16 年教育委員会規則第 7 号)第 4 条第 1 項の規定に基づき、野洲市いじめ対策連絡協議会委員の委嘱について、別紙のとおり専決処分する。

令和 8 年 4 月 1 日

野洲市教育委員会
教育長 北脇 泰久

野洲市いじめ問題対策連絡協議会委員一覧表

(敬称略)

No.	所 属	氏 名	備 考
1	市長	さくらもと なおき 櫻本 直樹	
2	教育長	きたわき やすひさ 北脇 泰久	
3	滋賀県守山警察署長	ながた しげる 永田 茂	
4	滋賀県中央子ども家庭相談センター	いのうえ あつこ 井上 充子	関係機関
5	守山野洲少年センター所長	きたがわ きよし 北川 清司	関係機関
6	元中学校長	ふくなが のぶひこ 福永 宣彦	学識経験者
7	野洲市PTA連絡協議会	はた みき 機 三貴	保護者代表 (祇王小学校)
8	滋賀県スクールソーシャルワーカー	うらかわ のりこ 浦川 紀子	中主小学校 篠原小学校
9	野洲市スクールソーシャルワーク スーパーバイザー	かみむら あやこ 上村 文子	野洲市教育委員会
10	野洲市立野洲中学校長	よしだ きよし 吉田 享史	中学校代表校長
11	野洲市立北野小学校長	こてら たけまさ 小寺 岳正	小学校代表校長
12	野洲市家庭児童相談室 室長	みくぼ さとし 三久保 学志	庁内関係
13	野洲市ふれあい教育相談センター所長	ほり けいいちろう 堀 圭一郎	庁内関係
14	野洲市生涯学習課 参事	はちや まさお 蜂屋 正雄	庁内関係

事務局	教育部長	かわさき さゆり 川崎 小百合	
	教育部次長	ひろさわ あきひろ 廣沢 昭洋	
	学務課参事	はらしま あき 原嶋 亜紀	
	学務課専門員	あおき かなめ 青木 要	

議案第 23 号

専決処分につき承認を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和 8 年 4 月 22 日

野洲市教育委員会

教育長 北脇 泰久

野洲市いじめ問題専門委員会委員の委嘱について、教育委員会を招集する時間的余裕がなかったため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和 31 年法律第 162 号)第 25 条第 1 項及び野洲市教育委員会教育長に対する事務委任規則(平成 16 年教育委員会規則第 7 号)第 4 条第 1 項の規定に基づき、令和 8 年 4 月 1 日、次のように処分したから、同条第 2 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

専 決 処 分 書

野洲市いじめ問題専門委員会委員の委嘱について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和 31 年法律第 162 号)第 25 条第 1 項及び野洲市教育委員会教育長に対する事務委任規則(平成 16 年教育委員会規則第 7 号)第 4 条第 1 項の規定に基づき、野洲市いじめ問題専門委員会委員の委嘱について、別紙のとおり専決処分する。

令和 8 年 4 月 1 日

野洲市教育委員会
教育長 北脇 泰久

野洲市小中学校いじめ問題専門委員会名簿

(敬称略)

	所 属	氏 名
法 律	野洲法律事務所 弁護士	やす かずひろ 野洲 和博
学 識	佛教大学 教授	はら きよはる 原 清治
心 理	大阪市立大学大学院 生活科学研究科 名誉教授 大阪公立大学 客員教授	みふね なおこ 三船 直子
福 祉	公認心理士、社会福祉士 長浜市立長浜北小学校 教諭	いべ かよ 伊部 加代
教 育	滋賀県総合教育センター教育相談員 パームこどもクリニック スーパーバイザー	くご さとる 久郷 悟

	所 属	氏 名
事務局	野洲市教育委員会教育長	きたわき やすひさ 北脇 泰久
事務局	野洲市教育委員会教育部部長	かわさき さゆり 川崎 小百合
事務局	野洲市教育委員会教育部次長	ひろさわ あきひろ 廣沢 昭洋
事務局	野洲市教育委員会学校教育課参事	はらしま あき 原嶋 亜紀
事務局	野洲市教育委員会学校教育課専門員	あおき かなめ 青木 要

議案第 24 号

専決処分につき承認を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和 8 年 4 月 22 日

野洲市教育委員会

教育長 北脇 泰久

野洲市社会教育委員の解嘱について、教育委員会を招集する時間的余裕がなかったため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 25 条第 1 項及び野洲市教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成 16 年教育委員会規則第 7 号）第 4 条第 1 項の規定に基づき、令和 8 年 3 月 31 日、次のように処分したから、同条第 2 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

専 決 処 分 書

野洲市社会教育委員の解嘱について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和 31 年法律第 162 号)第 25 条第 1 項及び野洲市教育委員会教育長に対する事務委任規則(平成 16 年教育委員会規則第 7 号)第 4 条第 1 項の規定に基づき、野洲市社会教育委員の解嘱について、別紙のとおり専決処分する。

令和 8 年 3 月 3 1 日

野洲市教育委員会
教育長 北脇 泰久

野洲市社会教育委員名簿

(任期：令和6年8月1日から令和8年7月31日)

区 分	氏 名	役 職
1号委員 (学校教育の関係者)	松本 淳子	祇王小学校長
	山口 孝志	野洲北中学校長
2号委員 (社会教育の関係者)	板倉 祥浩	社会教育関係者
	上田 智子	社会教育関係者
	富田 由紀子	社会福祉協議会
	鷺田 新介	社会教育関係者
3号委員 (家庭教育の向上に資 する活動を行う者)	西川 典子	社会教育関係者
	小澤 郁乃	社会教育関係者
4号委員 (学識経験者)	佐敷 恵威子	京都橘大学 教授

議案第 25 号

専決処分につき承認を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和 8 年 4 月 22 日

野洲市教育委員会

教育長 北脇 泰久

野洲市社会教育委員の委嘱について、教育委員会を招集する時間的余裕がなかったため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 25 条第 1 項及び野洲市教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成 16 年教育委員会規則第 7 号）第 4 条第 1 項の規定に基づき、令和 8 年 4 月 1 日、次のように処分したから、同条第 2 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

専 決 処 分 書

野洲市社会教育委員の委嘱について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和 31 年法律第 162 号)第 25 条第 1 項及び野洲市教育委員会教育長に対する事務委任規則(平成 16 年教育委員会規則第 7 号)第 4 条第 1 項の規定に基づき、野洲市社会教育委員の委嘱について、別紙のとおり専決処分する。

令和 8 年 4 月 1 日

野洲市教育委員会
教育長 北脇 泰久

野洲市社会教育委員名簿

(任期：令和6年8月1日から令和8年7月31日)

区 分	氏 名	役 職
1号委員 (学校教育の関係者)	松本 淳子 令和7年4月1日か ら	祇王小学校長
	宇野 比呂久 令和8年4月1日から	中主中学校長
2号委員 (社会教育の関係者)	板倉 祥浩	社会教育関係者
	上田 智子	社会教育関係者
	富田 由紀子	社会福祉協議会
	鷲田 新介	社会教育関係者
3号委員 (家庭教育の向上に資 する活動を行う者)	西川 典子	社会教育関係者
4号委員 (学識経験者)	佐敷 恵威子	京都橘大学 教授

議案第26号

専決処分につき承認を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和8年 4月22日

野洲市教育委員会

教育長 北脇 泰久

野洲市学校運営協議会委員の委嘱について、教育委員会を招集する時間的余裕がなかったため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第25条第1項及び野洲市教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成16年教育委員会規則第7号）第4条第1項の規定に基づき、令和8年4月1日、次のように処分したから、同条第2項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

専 決 処 分 書

野洲市学校運営協議会委員の委嘱について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和 31 年法律第 162 号)第 25 条第 1 項及び野洲市教育委員会教育長に対する事務委任規則(平成 16 年教育委員会規則第 7 号)第 4 条第 1 項の規定に基づき、野洲市学校運営協議会委員の委嘱について、別紙のとおり専決処分する。

令和 8 年 4 月 1 日

野洲市教育委員会
教育長 北脇 泰久

令和8年度野洲市学校運営協議会委員

任期:令和8年4月1日~令和9年3月31日

校名	委員名	属性	校名	委員名	属性
中主小学校	川端 一	③	中主中学校	西川 典子	②
	浦谷 ふみ子	③		田中 修	③
	囃司 篤人	③		南出 久仁子	①
	北脇 晴彦	③		杉江 保彦	③
	田中 秀喜	②		囃司 篤人	③
	馬場 英清	③		鈴木 健	②
	北浦 真子	①		木村 茂和	②
篠原小学校	橋本 雅昭	②	野洲中学校	駒井 朔男	③
	木村 貞樹	③		三村 益夫	②
	堤 敏次	②		高畠 雅子	②
	高谷 栄一	②		山本 一郎	③
	富田 由紀子	③		松山 裕子	③
	萩原 玉子	③		北村 友香	①
	松下 孝志	①	野洲北中学校	竹内 裕貴	②
祇王小学校	諸頭 亮彦	③	山路 和央	②	
	松並 典子	②	藤村 厚	②	
	細井 忠	③	深田 知広	③	
	喜屋武 圭介	②	森 良基	②	
	北脇 きよみ	③	佐藤 真耶	①	
	戸倉 千尋	①	加藤 庸子	②	
三上小学校	市木 勝彦	③	中主幼稚園	田中 明奈	③
	土井 妙子	②		川端 一	②
	市木 眞	②		田中 康子	③
	小口 高典	①		田中 元輝	①
	森本 恭子	③	祇王幼稚園	松並 典子	③
	浅田 真澄	②		北脇 きよみ	③
	奥野智 恵子	①		竹内 ひとみ	③
大久保 保尚	③	苗村 杏子	③		
野洲小学校	太田 秀司	②	増穂 優海	①	
	藤原 茂樹	②	野洲幼稚園	上田 智子	②
	深田 知広	③		藤原 幸子	②
	林 かずみ	②		田中 恭子	③
	山本 純子	②		森岡 香織	①
	山口 陽子	①	外田 順一	①	
	藤井 美幸	①	北野幼稚園	川崎 純子	②
	田中 恭子	③		高野 真知子	②
		小川 美知		②	
北野小学校	田中康嗣	②	上田 麻衣子	①	
	勝田 英実	②			
	橘 円	③			
	於久 修三	③			
	東郷 晃子	①			
	八木尾 雅典	③			
	加藤 由美江	③			

※属性の欄には、規則第7条に定める以下①~④の区分を記入する。

①保護者 ②地域の住民 ③対象学校の運営に資する活動を行う者 ④その他教育委員会が適当と認める者。

議案第 27 号

専決処分につき承認を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和 8 年 4 月 22 日

野洲市教育委員会

教育長 北脇 泰久

野洲市学校給食負担金徴収規則等の一部を改正する規則について、教育委員会を招集する時間的余裕がなかったため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和 31 年法律第 162 号)第 25 条第 1 項及び野洲市教育委員会教育長に対する事務委任規則(平成 16 年教育委員会規則第 7 号)第 4 条第 1 項の規定に基づき、令和 8 年 3 月 31 日、次のように処分したから、同条第 2 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

専 決 処 分 書

野洲市学校給食負担金徴収規則等の一部を改正する規則について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第25条第1項及び野洲市教育委員会教育長に対する事務委任規則(平成16年教育委員会規則第7号)第4条第1項の規定に基づき、野洲市学校給食負担金徴収規則等の一部を改正する規則について、別紙のとおり専決処分する。

令和8年 3月31日

野洲市教育委員会
教育長 北脇 泰久

野洲市学校給食負担金徴収規則等の一部を改正する規則

(野洲市学校給食負担金徴収規則の一部改正)

第1条 野洲市学校給食負担金徴収規則（平成21年野洲市教育委員会規則第3号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正前	改正後
<p>本則 【略】</p> <p>付 則</p> <p>1・2 【略】</p> <p>(改正後に新設)</p> <p>(改正後に新設)</p>	<p>本則 【略】</p> <p>付 則</p> <p>1・2 【略】</p> <p><u>(経過措置)</u></p> <p><u>3 当分の間、第4条第1項第1号中</u> <u>「4,200円」とあるのは、「無料」と読み替えるものとする。</u></p> <p><u>4 前項の規定にかかわらず、当分の間、第4条第1項第1号に規定する者のうち、本市が滋賀県市町等給食費負担軽減交付金交付要綱（令和8年4月1日施行）及び滋賀県市町等給食費負担軽減交付金実施要領（令和8年4月1日施行）に基づく交付金を受ける場合の対象者ごとの1人当たりの月額並びに学校給食法（昭和29年法律第160号）第12条第2項に規定する場合その他支援の場合による学校給食費の全部又は一部に対し補助金等を受ける場合の対象者ごとの1人当たりの月額の合計額と前項の規定による読替前の額との間に差額が生じた場合は、その対象者に対し、当該差額を免除する。</u></p>

(野洲市学校給食負担金徴収規則の一部を改正する規則の一部改正)

第2条 野洲市学校給食負担金徴収規則の一部を改正する規則（令和6年野洲市教育委員

会規則第1号)の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正前	改正後
<p>本則 【略】</p> <p>付 則</p> <p>1 【略】</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 この規則による改正後の第4条第1項第1号、第3号、第5号及び第7号の規定は、<u>令和8年4月1日</u>から適用し、この規則による改正前の野洲市学校給食負担金徴収規則第4条第1項第1号に規定する小学校の児童の保護者、第2号に規定する中学校の生徒の保護者、第3号に規定する幼稚園の園児の保護者及び第4号に規定する保育園の園児の保護者に係るこの規則の施行の日から同年3月31日までのそれぞれの給食負担金の月額については、なお従前の例による。</p>	<p>本則 【略】</p> <p>付 則</p> <p>1 【略】</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 この規則による改正後の第4条第1項第1号、第3号、第5号及び第7号の規定は、<u>令和9年4月1日</u>から適用し、この規則による改正前の野洲市学校給食負担金徴収規則第4条第1項第1号に規定する小学校の児童の保護者、第2号に規定する中学校の生徒の保護者、第3号に規定する幼稚園の園児の保護者及び第4号に規定する保育園の園児の保護者に係るこの規則の施行の日から同年3月31日までのそれぞれの給食負担金の月額については、なお従前の例による。</p>

付 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

議案第 28 号

野洲市図書館協議会委員の解嘱について

野洲市図書館協議会委員として次のものを解嘱することについて議決を求める。

上記の議案を提出する。

令和 8 年 4 月 22 日

野洲市教育委員会

教育長 北脇 泰久

提出理由

吉田亨史委員より令和 8 年 4 月 30 日をもって退任の申し出があったため。

野洲市図書館協議会委員

任期：令和7年（2025年）5月1日～令和9年（2027年）4月30日

	氏名	所属 等	備考（区分）
1	よしだ きよし 吉田 享史	野洲中学校校長	令和8年4月30日で解嘱 (1)
2	まつもと じゅんこ 松本 淳子	祇王小学校校長	(1)
3	はやかわ ひさと 早川 久登	楡の木の家(図書館を考える会)ほか (前図書館協議会会長)	(2)
4	いがらし よしこ 五十嵐 芳子	聴覚障がい者団体	(2)
5	まつやま ひろこ 松山 裕子	学校応援団・図書館ボランティアほか (前図書館協議会副会長)	(3)
6	えんどう まさいち 遠藤 正一	福祉事務所勤務	(4)
7	おかだ ともみ 岡田 知巳	滋賀県立図書館課長	(4)
8	なかむら さとこ 中村 聡子	前図書館協議会委員	(5)
9	はやし ゆり 林 百合	公募委員	(5)
10	ふじや よしのぶ 藤谷 芳伸	公募委員	(5)

1. 学校教育関係者 2. 社会教育関係者 3. 家庭教育の向上に資する活動を行う者
4. 学識経験のある者 5. その他教育委員会が認める者

議案第29号

野洲市図書館協議会委員の委嘱について

野洲市図書館協議会委員として次のものを委嘱することについて議決を求める。

上記の議案を提出する。

令和8年 4月22日

野洲市教育委員会

教育長 北脇 泰久

提出理由

吉田亨史委員の退任に伴い、中学校校長会より後任委員の推薦を受けたため。

野洲市図書館協議会委員

任期：令和7年（2025年）5月1日～令和9年（2027年）4月30日

	氏名	所属 等	備考（区分）
1	(新) <small>やまぐち たかし</small> 山口 孝志	野洲北中学校校長	※任期：令和8年5月1日～ 令和9年4月30日 (1)
2	<small>まつもと じゅんこ</small> 松本 淳子	祇王小学校校長	(1)
3	<small>はやかわ ひさと</small> 早川 久登	楡の木の会(図書館を考える会)ほか (前図書館協議会会長)	会長 (2)
4	<small>いがらし よしこ</small> 五十嵐 芳子	聴覚障がい者団体	(2)
5	<small>まつやま ひろこ</small> 松山 裕子	学校応援団・図書館ボランティアほか (前図書館協議会副会長)	副会長 (3)
6	<small>えんどう まさいち</small> 遠藤 正一	福祉事務所勤務	(4)
7	<small>おかだ ともみ</small> 岡田 知巳	滋賀県立図書館課長	(4)
8	<small>なかむら さとこ</small> 中村 聡子	前図書館協議会委員	(5)
9	<small>はやし ゆり</small> 林 百合	公募委員	(5)
10	<small>ふじや よしのぶ</small> 藤谷 芳伸	公募委員	(5)

1. 学校教育関係者 2. 社会教育関係者 3. 家庭教育の向上に資する活動を行う者
4. 学識経験のある者 5. その他教育委員会が認める者

※野洲市図書館条例 第5条4項 「委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。」により、山口委員の任期は令和9年4月30日までとする。

議案第 30 号

野洲市指定文化財の指定解除について

地方教育行政の組織および運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 25 条並びに野洲市教育委員会教育長に対する事務委任規則第 2 条の規定に基づき、次の文化財について、野洲市指定文化財の指定解除の議決を求める。

上記の議案を提出する。

令和 8 年 4 月 22 日

野洲市教育委員会

教育長 北脇 泰久

提出理由

次の文化財について、野洲市文化財保護審議会にて審議された結果、野洲市文化財保護条例第 4 条 1 項 3 号に基づき、野洲市指定文化財を解除することが相当であるとの答申を受けたことから、野洲市指定文化財の指定を解除するもの。

野洲市教育委員会告示第 号

野洲市文化財保護条例に基づき、野洲市指定文化財 兵主神社本殿 の指定を解除する。

令和8年4月22日

野洲市教育委員会

名称	員数	構造形式	所有者・所在地
兵主神社本殿	1棟	桁行一間、梁間一間、一重、切妻造、 向拝一間、檜皮葺 附 棟札 3枚 寛永廿年の記があるもの 1 明和八辛卯年四月の記があるもの 1 明和八辛卯年六月の記があるもの 1 板札 3枚 寛永貳拾年の記があるもの 1 寛文九年の記があるもの 1 昭和五年九月奉曳の記があるもの 1 長押金具 4点 寛永貳拾曆の記があるもの 1 寛永貳拾年の記があるもの 1 伊木清三郎の記があるもの 1 かさりや五兵衛の記があるもの 1 軒付板蛇腹板 1組(23枚) 明和八載の記があるもの 獅子口瓦 明和八年他の陰刻があるもの 一対(北面、南面) 北面獅子口瓦(8点1組) 南面獅子口瓦(8点1組)	宗教法人 兵主神社 野洲市五条 566番地

野洲市教育委員会告示第 号

野洲市文化財保護条例に基づき、野洲市指定文化財 木造薬師如来坐像 の指定を解除する。

令和8年4月22日

野洲市教育委員会

名称	員数	所有者・所在地
木造薬師如来坐像 像内に元亨元季辛酉四月廿六日戊巳の墨書がある 附 造立願文 元亨元季辛酉四月十一日僧了雲卅五歳の朱書がある	1 軀 1 枚	宗教法人 宗泉寺 野洲市 妙光寺 234 番地